



当センターには「消費者トラブルにあったのでクーリング・オフのやり方を教えてください」との相談が多く寄せられています。クーリング・オフ制度は、訪問販売など一定の取引について、消費者が契約した後に冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば、一方的に無条件で契約を解除できる制度です。「契約は守らなければならない」とする原則の例外で、クーリング・オフできる取引は、法律や約款などに定めがある場合に限ります。ただし、インターネットによる通信販売や一部使用してしまった消耗品などについては、通常適用されません。

訪問販売・訪問購入・電話勧誘販売など
8日以内

連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引
(マルチ商法) (内職・モニター商法等)
20 日以内

クーリング・オフを電磁的記録で行う場合…通知後は送信したメールやウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面のスクリーンショットを保存しておく。
迷ったり、困った時は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

[illegible]

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

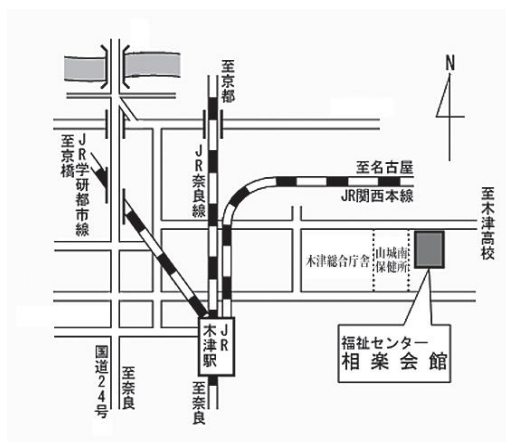
※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）



相談すれば 楽になる